

多賀城市復興推進計画

令和2年10月20日
宮城県多賀城市

1. 計画の区域

多賀城市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震及びそれに伴う津波により、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害が生じた。本市においては、市内で発生した死者は188人であり、1万2千人以上が避難を強いられた。

物的な被害としては1,746世帯の住宅が全壊し、一部損壊も合わせると11,855世帯の住宅に被害が生じるなど、社会インフラへの被害も甚大であり、市庁舎をはじめ学校施設、社会福祉施設等の公共施設等被害総額は約55億円にのぼるものである。

震災被害にあった企業の移転又は廃業により、雇用の不安定化が懸念され、地域経済及び市民生活に不安が生じている中、本事業により、新たな企業の進出の支援を行うことにより、雇用を確保し、震災からの着実な復興及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

3. 計画目標のために推進しようとする取組みの内容

本市における地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、本市の中核的な産業である窯業・土石製品製造業について、立地企業が整備するLIMEX開発・製造工場の新設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に新しく立地する株式会社TBM（以下「対象事業者」という。）が、さんみらい多賀城・復興団地においてLIMEX開発・製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

窯業・土石製品製造業は本市の製造業において従業者数で占有率第7位（本事業での増加分も含む）を占める中核的な産業である。

本事業においては新規雇用者64人の雇用創出効果を見込んでおり、同業において約89%を占めることが見込まれ、また、年間約50億円の売上が見

込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標である「新たな企業の進出の支援を行うことにより、雇用を確保し、震災からの着実な復興及び地域産業の活性化を図ること」を達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

- ・株式会社南都銀行
- ・株式会社秋田銀行
- ・株式会社四国銀行
- ・株式会社山形銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者による本事業は、市外からの投資であり、年間売上高50億円、新規従業員数64人を見込む大規模な事業である。

震災被害にあった企業の移転又は廃業により、雇用の不安定化が懸念され、地域経済及び市民生活に不安が生じている中、本市において新たな事業者の進出は、地域における経済活動の活性化をもたらし、多くの人々がそこで働くことにより既存の地域経済にも事業の効果が波及していくことで、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、本市、宮城県、株式会社南都銀行、株式会社秋田銀行、株式会社四国銀行、株式会社山形銀行及び対象事業者を構成員とする多賀城市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議（書面協議）を行った。